

- 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学）リサーチ・アシスタント制度実施要項

平成 16 年 5 月 12 日

運 営 委 員 会 決 定

（趣旨）

- 第 1 この要項は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）におけるリサーチ・アシスタント（以下「R A」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定め本制度の円滑な運用に資するものとする。

（目的）

- 第 2 連合学校教育学研究科 R A 制度は、連合学校教育学研究科における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに研究者の養成・確保を促進するため、当該研究科の優秀な学生を研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

（職務）

- 第 3 R A は、連合学校教育学研究科の東京学芸大学において実施する研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務に当たるものとする。

（身分）

- 第 4 R A は、常勤職員の 1 週間当たりの勤務時間の 4 分の 3 を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とし、国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成 16 年規則第 28 号）を適用する。

（資格）

- 第 5 R A として採用することのできる者は、連合学校教育学研究科に在学する学生とする。

（選考手続）

- 第 6 R A の選考は、主指導教員の推薦に基づき、学長が行う。

（選考基準）

- 第 7 R A の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する学生であること。
- (2) 学生の能力及び資質が、研究プロジェクト等の研究補助業務の内容に適合し、当該学生の研究能力の向上に資するものであること。
- (3) 学生の研究指導、授業等に支障が生じないこと。

(手当)

第8 R Aの手当については、配分予算の範囲内において、取り扱うものとする。
ただし、手当は時間給のみとし、その他の手当は支出しない。

第9 1時間当たりの手当は、その者を教育職俸給表(一)による常勤の職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額及び都市手当の額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額をもって時間給とする。

$$\frac{(\text{俸給月額} + \text{都市手当}) \times 12}{52 \times 40}$$

2 年度途中の単価改定は行わない。

(勤務日数及び時間)

第10 R Aの勤務日数及び時間数については、当該学生の研究指導、授業等に支障が生じない範囲内で学長が定める。ただし、年間47日、週20時間を超えることはできない。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、R A制度の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年5月13日から実施し、平成16年4月1日から適用する。